

高松市美術館友の会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、高松市美術館友の会（以下「友の会」という。）といい、事務所を高松市美術館（以下「美術館」という。）内に置く。

(目的)

第2条 友の会は、美術に関心を持つ人々の美術鑑賞や研究調査の便宜を図り、会員相互の親睦を深めるとともに、美術館の活動を援助することを目的とする。

(事業)

第3条 友の会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 美術の鑑賞
- 芸術的催物の開催
- 会報の発行
- その他友の会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 会員とは、第2条の目的に賛同し、所定の会費を納入した次の者をいう。

- 一般会員
- 大学生会員（ただし、学校教育法第1条に規定する大学その他これに準ずるものに在学する者。）

2 会員に会員証を発行する。

(会費)

第5条 会費は前納とし、金額は次のとおりとする。

- 一般会員 年額 1人 2,000円
- 大学生会員 年額 1人 1,000円

2 会員の中途退会による会費の払戻しは行わない。

(特典)

第6条 会員は、次の特典を受けることができる。

- 一般及び大学生会員は、常設展及び美術館主催の特別展を2割引で鑑賞できる。
- 会員は、美術館における共通定期観覧券を購入するとき、1,500円の助成を受けることができる。又は、美術館主催の特別展の招待券を、一般会員は一般観覧券を1枚、大学生会員は大学生観覧券を1枚、受領することができる。
- ミュージアム・ショップが割引で利用できる。
- 友の会主催の各種催物に優先的に参加できる。
- 会報等の美術情報の提供を受けることができる。
- その他会長が定めるもの。

(役員)

第7条 友の会に次の役員を置き、任期は2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在

任する。

- 会長 1人
- 副会長 2人
- 常務理事 1人
- 理事 若干名
- 監事 2人

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 友の会に顧問を置くことができる。
- 5 理事及び監事は、理事会において選考し、総会の承認を得るものとする。
- 6 会長・副会長及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 7 顧問は理事会で推薦し、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 会長は友の会を代表し、会務を総理する。
- 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
- 常務理事は日常の会務を処理する。
- 理事は理事会を構成し、会務を処理する。
- 監事は会計その他を監査する。
- 顧問は会長の諮問に応じ、意見を述べるることができる。

(総 会)

第9条 総会は毎年1回定期総会を、必要に応じて臨時総会を会長が招集し、会議の議長は会長がこれに当たる。

- 2 総会に付議する事項は、概ね次のとおりとする。
 - 会則の改廃に関する事。
 - 役員承認に関する事。
 - 事業計画及び予算承認に関する事。
 - 事業報告及び決算承認に関する事。

(理 事 会)

第10条 理事会は必要の都度会長が招集し、会議の議長は会長がこれに当たる。

- 2 理事会は、友の会の運営について協議するとともに重要事項を審議する。
- 3 理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(企画委員会)

第11条 友の会事業の執行に当たり理事会が必要と認めたときは、企画委員会を設置することができる。

- 2 企画委員会は、会員及び美術館関係者の中から会長が委嘱した企画委員で組織し、友の会事業の企画・立案に当たる。

(議 決)

第12条 友の会の議決はすべて出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。ただし、会則の改廃については、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(議事録)

第13条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会又は理事会の日時及び場所
- (2) 役員の数
- (3) 総会又は理事会に出席した役員の氏名及び総会に出席した会員の数
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、当該総会又は理事会の出席者のうちから選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

(会計)

第14条 友の会の経費は、会費、寄付金、事業収入及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 友の会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第15条 友の会の事務を処理するため、必要な職員を置くことができる。

2 職員は会長が任免する。

(委任)

第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において定める。

附 則

この会則は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和42年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和44年4月29日から施行する。

附 則

この会則は、昭和49年5月19日から施行する。

附 則

この会則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年5月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年4月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年3月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成26年4月26日から施行する。

(平成27年度の会員の特例)

2 平成26年度に会員であった者に係る平成27年度の特例については、次に掲げるとおりとする。

(1) 平成26年度に会員であった者は、平成27年度に限り、第5条第1項各号の規定にかかわらず会費は不要とし、第4条第1項に規定する会費を納入した者とみなし、会員とする。ただし、本人から退会の申し出があった場合は、この限りでない。

(2) 前号の規定により、平成27年度の会員となる者には、第4条第2項の規定にかかわらず、会員証を発行しない。

附 則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年度の会員の特例)

2 令和2年度に会員であった者は、令和3年度に限り、第5条第1項各号の規定にかかわらず会費は不要とし、第4条第1項に規定する会費を納入した者とみなし、会員とする。

ただし、本人から退会の申し出があった場合は、この限りでない。

附 則

1 この会則は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年度の会員の特例)

2 令和3年度に会員であった者は、令和4年度に限り、第5条第1項各号の規定にかかわらず会費は不要とし、第4条第1項に規定する会費を納入した者とみなし、会員とする。ただし、本人から退会の申し出があった場合は、この限りでない。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。